

医療法人社団 恵愛会 訪問リハビリステーションのんの (介護予防)訪問リハビリテーション 運営規程

【事業の目的】

第1条

医療法人社団恵愛会(以下「事業者」という。)が運営する訪問リハビリステーションのんの(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

【指定訪問リハビリテーション等の運営の方針】

第2条 指定訪問リハビリテーション等の運営の方針は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。
- (2) 指定訪問リハビリテーション等は、病状が安定しており、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通所が困難な利用者に対して行うものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称及び所在地】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人社団恵愛会訪問リハビリステーションのんの
- (2) 所在地 北海道檜山郡江差町字姥神町31

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第4条 この事業所における従業者(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所における職員の管理、指定訪問リハビリテーション等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画(以下「訪問リハビリテーション計画等」という。)に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法等により、指定訪問リハビリテーション等を行うものとする。

(3) 訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションは兼務とする

【営業日及び営業時間】

第5条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間は午前8時40分から午後5時までとする。

【指定訪問リハビリテーション等の内容】

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、次の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

(1) 指定訪問リハビリテーション等は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医意見書に基づき、訪問リハビリテーション計画等に沿って実施するものとする。

(2) 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

(3) 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

(4) 指定訪問リハビリテーション等を実施した場合は、終了後速やかに利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとする。

【訪問リハビリテーション計画の作成】

第7条 訪問リハビリテーション計画の作成は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら訪問リハビリテーションの提供に当たる職員（以下「医師等の職員」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービスに内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するものとする。
- (2) 医師等の職員は上記の訪問リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- (3) 訪問リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- (4) 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的にしたがって、訪問リハビリテーション計画を変更するものとする。
 - ① 利用者の心身の状況などの変化により、当該訪問リハビリテーション計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合
- (5) 前項の訪問リハビリテーション計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとする。

【利用料その他の費用の額】

第8条 利用料その他の費用の額は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーションの利用料は、別紙料金表に掲げるように、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、保険者の定める負担割合とする。
- (2) その他の費用として、別紙料金表に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名・捺印を受けるものとする。
- (4) 利用の開始に際し、利用料について具体的に明示する。
- (5) 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」（以下「算定基準」という。）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」（以下「予防算定基準」という。）に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町区域とする。

【事業提供に当たっての留意事項】

第10条 事業提供に当たっての留意事項は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認するものとする。
- (3) 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う職員は、当該リハビリテーションの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められた時は、これを提示するものとする。

【緊急時の対応等】

第11条 緊急時の対応等は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員は、指定訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。
- (2) 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を実施適切に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- (5) 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

【事故発生時の対応】

第13条 事故発生時の対応は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理等】

第14条 苦情処理等の対応は次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- (3) 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- (4) 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

【秘密保持】

第15条 秘密保持に対しては次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- (2) 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。
- (4) 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (5) 職員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

【従業者の研修】

第16条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内に実施
- (2) 継続研修 年1回以上実施

【記録の整備】

第17条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第18条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第19条 施設は、その運営に当たっては、常に市町村との連携に努める。

第20条 施設は、訪問リハビリテーションを受けている利用者が次の各号に該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を当該利用者の居住地を管轄する市町村長に通知する。

- (1) けんか、泥酔、著しい不行跡等又は故意によって疾病に罹り、又は負傷し、要介護状態を重度化させたと認められたとき。
- (2) 正当な理由なしに施設療養に関する指示に従わなかったとき。
- (3) 偽り、その他不正行為によって療養費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団恵愛会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は令和6年7月1日から施行する。